

「船橋市再投資企業促進事業補助金」制度概要 (令和4年4月1日以降 再投資計画認定分)

| 種 目    |                                    | 対象施設                        | 要件   | 補助額  | 上限額・期間 |
|--------|------------------------------------|-----------------------------|--|--|--------|
| 再投資    | 中小企業者<br>資本金3億円以下又は<br>従業員300人以下※1 | 製造業の工場<br>自然科学研究所<br>流通加工施設 | 投下固定資産額が <b>1,500万円以上</b><br>市内操業実績3年以上・事業の高度化・雇用維持  | 再投資により新たに取得した<br>○不動産取得税相当額(家屋分) ※2<br>○家屋分固定資産税相当額(都市計画税含む)<br>○償却資産に係る固定資産税相当額                           | 1億円×3年 |
|        | 小規模企業者<br>中小企業者のうち、従業員20人以下        |                             | 投下固定資産額が <b>750万円以上</b><br>市内操業実績3年以上・事業の高度化・雇用維持  |  |        |
| 雇用創出支援 | 再投資                                | 製造業の工場<br>自然科学研究所<br>流通加工施設 | 1. 再投資の補助に該当すること<br>2. 再投資による操業開始日を含む前3か月から操業開始の日の翌日以降6か月の期間(雇用認定期間)に新たに雇用した市民または船橋市に転入した正社員 | 再投資による操業開始から1年経過した時点で引き続き雇用している、雇用認定期間中に雇用した市民または船橋市に転入した正社員<br><br>正規 <b>36万円/人</b><br>高度人材 <b>60万円/人</b> | 6000万円 |

※1 中小企業者のうち、大企業から一定以上の出資(総額の2分の1以上を同一の大企業もしくは総額の3分の2以上を大企業が所有)等を受けている企業を除く。また、中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する中小企業者であるため、卸売業、サービス業、小売業を主たる事業として営んでいる者は、資本金又は従業員の要件が異なります。

※2 「千葉県立地企業補助金」に該当した場合、千葉県から補助金が交付されます。船橋市に補助金を申請される場合は、必ず千葉県(企業立地課 043-223-2444)にもご相談ください。